注記

- 1 重要な会計方針
- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

なお、一部連結対象団体(会計)においては、原則、取得原価としています。

- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・該当なし
 - ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・該当なし

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の 減額を行うこととしています。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該 当するものとしています。

- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ② 土地 ・・・・・・・・・・・・・個別法による原価法
- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・・定額法なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年~50年

工作物 3年~60年

物品 3年~30年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・・・・定額法 (ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- (5) 引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 投資損失引当金 該当なし
 - ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。 長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検 討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

- ④ 損失補償等引当金
 - 該当なし
- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

- (6) リース取引の処理方法
 - ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引 (リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース 料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(瀬戸市公金運用方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。 ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

- 2 重要な会計方針の変更等
 - (1) 会計方針の変更 該当なし
 - (2) 表示方法の変更 該当なし
 - (3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当なし
- 3 重要な後発事象
 - (1) 主要な業務の改廃 該当なし
 - (2) 組織・機構の大幅な変更 該当なし
 - (3) 地方財政制度の大幅な改正 該当なし
 - (4) 重大な災害等の発生 該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況 該当なし

5 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結	_
春雨墓苑事業特別会計	特別会計	全部連結	_
介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結	_
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	_
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	_
尾張東部衛生組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	47.74%
公立陶生病院組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	75.30%
瀬戸旭看護専門学校組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	61.30%
愛知県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	一般会計 1.89%
			特別会計 2.07%
瀬戸市土地開発公社	地方三公社	全部連結	_
公益財団法人瀬戸市開発公社	第三セクター等	全部連結	_
公益財団法人瀬戸市文化振興財団	第三セクター等	全部連結	_
瀬戸まちづくり株式会社	第三セクター等	全部連結	

連結の方法は次の通りです。

① 地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているものについては、連結対象団体(会計)の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

下水道事業会計 企業債残高 10,084 百万円 他会計繰入金 762 百万円

- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ④ 第三セクター等は、出資割合が50%を超える団体を全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、 出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としてい ます。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計) との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものと して調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

以下のすべてに該当する土地

- (ア) 公共の用に供されていない普通財産 (暫定的に貸付けをしているものを含む)
- (イ) 地目が宅地もしくは雑種地
- (ウ) 建物の敷地でない

イ 内訳

事業用資産 445 百万円

土地 445 百万円

インフラ資産 168 百万円

土地 168 百万円

上記の金額は平成29年3月31日時点における期末簿価を記載しています。